

静岡県告示第847の2号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) <u>別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項及び19の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)、28の項の採択基準の欄の(1)並びに29の項の採択基準の欄の(2)及び(3)に掲げる事業並びに31の項、34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 別表の1の項の採択基準欄の(2)に掲げる事業<u>並びに21の項及び25の項の事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 別表の1の項の採択基準の欄の(1)及び26の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業にあつては、事業費の額の変更</p> <p>(5) 別表の27の項の事業<u>並びに28の項の採択基準の欄の(2)及び(3)並びに29の項の採択基準の欄の(4)に掲げる事業にあつては、次に</u></p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) <u>別表の9の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業、12の項、13の項及び16の項の事業、29の項の採択基準の欄の(3)並びに31の項の採択基準の欄の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業並びに34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 別表の1の項の採択基準の欄の(2)及び(3)並びに18の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業、<u>21の項の事業並びに25の項の採択基準の欄の(2)及び26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 別表の1の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業、<u>5の項の事業、9の項の採択基準の欄の(1)、11の項の採択基準の欄の(2)及び18の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業、19の項の事業、25の項の採択基準の欄の(1)及び26の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業、28の項の事業並びに29の項の採択基準の欄の(2)及び31の項の採択基準の欄の(3)に掲げる事業</u>にあつては、事業費の額の変更</p> <p>(5) 別表の11の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業、<u>27の項の事業及び29の項の採択基準の欄の(4)に掲げる事業にあつては、次に</u></p>

掲げる変更

ア～ウ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 別表の32の項の事業にあつては、補助金の額の変更

(9) 別表の33の項の事業にあつては、事業実施主体の名称の変更

(10) 別表の35の項の事業にあつては、次に掲げる変更

ア (略)

イ (略)

(農林事務所長の指示を求める場合)

第8条 補助事業者は、第5条第2号の規定により農林事務所長の指示を求める場合には、補助事業が、予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となつた理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別表の15の項の事業にあつては、防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等着手報告書を作成し事業着手後5日以内に、事業着手後毎会計年度12月31日現在において防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等遂行状況報告書を作成し翌月10日までに、農林事務所長に提出してするものとする。

掲げる変更

ア～ウ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 別表の9の項の採択基準の欄の(3)に掲げる事業及び32の項の事業にあつては、補助金の額の変更

(9) 別表の35の項の事業にあつては、次に掲げる変更

ア (略)

イ 事業の新設又は廃止

ウ (略)

(農林事務所長の指示を求める場合)

第8条 補助事業者は、第5条第2号の規定により農林事務所長の指示を求める場合には、遅延届出書(別記様式第2号の2)を農林事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもつて事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の15の項の事業に係る規則第10条の報告は、防衛施設関

(書類の提出)

第15条 (略)

(読替規定)

第16条 別表の3の項の事業にあつては、第5条第1号中「当該事業を管轄する農林事務所の長(以下「農林事務所長」という。)」とあり、同条第2号から第4号まで、第6条、第8条から第10条まで、第11条第2項ただし書及び第14条中「農林事務所長」とあるのは「知事」と、前条中「書類の提出」とあるのは「書類の経由」と、「に提出する」とあるのは「を経由する」と読み替えるものとする。

別表 (略)

番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)
1	農業農村整備事業実施計画策定事業	次のいずれかに該当するもの (1) 市町が行う農山漁村地域	(1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつては、当該補助

連補助金交付要綱に定める補助事業等着手報告書を作成し事業着手後5日以内に、事業着手後毎会計年度12月31日現在において防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等遂行状況報告書を作成し翌月10日までに、農林事務所長に提出してするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表35の項の事業に係る規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の9月30日及び12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、これらの日の属する月の翌月15日までに農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもつて事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(書類の提出)

第15条 (略)

別表 (略)

番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)
1	農業農村整備事業実施計画策定事業	次のいずれかに該当するもの (1) 市町が行う農山漁村地域	(1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつては、当該補助

		<p>整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水産第2724号水産庁長官通知）別紙1-1（農地整備に係る運用）運用3（実施計画策定事業）第1の1に掲げる事業又は同要領別紙4-1（農村整備に係る運用）運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第1の4に掲げる事業のうち第1の1又は2に掲げる事業に係るもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>事業費の70パーセント以内</p> <p>(2) 採択基準欄の(2)に掲げる事業にあつては、当該補助事業費の100パーセント以内</p>				<p>整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水産第2724号水産庁長官通知）別紙1-1（農地整備に係る運用）運用3（実施計画策定事業）第1の1又は同要領別紙4-1（農村整備に係る運用）運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第1の4に掲げる事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>中山間地域農業農村総合</u></p>	<p>事業費の70パーセント以内</p> <p>(2) 採択基準欄の(2)に掲げる事業にあつては、当該補助事業費の100パーセント以内</p> <p>(3) 採択基準欄の(3)に掲げる事業にあつては、当該補助事業費の75パーセント以内</p>	
--	--	--	---	--	--	--	---	---	--

整備事業実施
要綱（令和2
年3月31日付
け元農振第
2707号農林水
産事務次官依
命通知）第2
の2に掲げる
事業

(略)

3	<u>土地改良 総合整備 事業（調 査設計）</u>	次のいずれかに 該当するもの (1) <u>5の項、9 の項、11の項 から13の項ま で及び26の項 の事業で、当 該採択基準欄 に掲げるもの に係る調査設 計</u> (2) <u>農山漁村活 性化対策整備 事業交付金交 付要綱（平成 19年10月10日 付け農計第564 号建設部長通 知）別表1の 項事業細目の 欄1に掲げる 農業用排水 施設、2に掲 げる農道及び 3から9まで に掲げる事業</u>	当該補助事業費 の60パーセン ト以内（採択基準 欄の(1)のうち、 11の項から13の 項までに掲げる ものにあつて は、50パーセン ト）
---	--	---	---

(略)

3	<u>削除</u>		
---	-----------	--	--

に係る調査設計

(3) 非補助土地

改良事業助成

措置要綱（昭

和33年10月8

日付け33農地

第3814号農林

事務次官依命

通知。以下

「非補助要

綱」という。）

に定める事業

のうち、次に

掲げるものに

係る調査設計

ア 非補助要

綱第2の1

の(2)のイの

ほ場整備事

業及び同(2)

のウの事業

であつて、

受益面積が

1団地おお

むね50ヘク

タール以上

のもの。た

だし、地形

上必要ある

場合は、お

おむね20ヘ

クタール以

上のもの

イ 非補助要

綱第2の1

の(2)のイの
暗きよ排水
事業であつ
て、受益面
積が1団地
おおむね20
ヘクタール
以上の完全
暗きよ

ウ 非補助要

綱第2の1

の(2)のアの

農道事業で

あつて、急

傾斜地帯

(受益地内

の平均斜度

が15度以上

の地域をい

う。以下同

じ。)につい

ては、おお

むね500メー

トル以上の

もの、急傾

斜地帯以外

の地帯につ

いては、ざ

い道、橋り

よう等特殊

な工作物の

含まれるお

おむね1,000

メートル以

上のもの

(4) 農山漁村地

		<u>域整備交付金</u> <u>実施要領別紙</u> <u>1-1 (農地</u> <u>整備に係る運</u> <u>用) 運用 3</u> <u>(実施計画策</u> <u>定事業) 第1</u> <u>の1に掲げる</u> <u>事業に係る調</u> <u>査設計</u>	
(略)			
9	農業集落 排水資源 循環事業	(略)	当該補助事業費 の <u>70パーセント</u> 以内
(略)			
18	中山間地 域総合整 備事業	次のいずれかに 該当するもの (1) <u>農業生産基</u> <u>盤整備事業</u> (2) <u>農村生活環</u> <u>境基盤整備事</u> <u>業</u> (3) <u>交換分合事</u> <u>業</u> (4) <u>特認事業</u>	(略)
(略)			
21	農業農村 整備環境	(略)	(略)

(略)			
9	農業集落 排水資源 循環事業	(略)	当該補助事業費 の <u>50パーセント</u> 以内
(略)			
18	中山間地 域総合整 備事業	次のいずれかに 該当するもの (1) <u>中山間地域</u> <u>農業農村総合</u> <u>整備事業実施</u> <u>要綱第2の1</u> <u>に掲げる事業</u> (2) <u>農山漁村地</u> <u>域整備交付金</u> <u>実施要領別紙</u> <u>4-1 (農村</u> <u>整備に係る運</u> <u>用) 運用 1</u> <u>(農村集落基</u> <u>盤再編・整備</u> <u>事業) 第1の</u> <u>2に掲げる事</u> <u>業</u>	(略)
(略)			
21	農村環境 計画策定	(略)	(略)

		対策計画 策定事業	
(略)			
28	ため池等 農地災害 危機管理 対策事業	次のいずれかに 該当するもの (1) 農山漁村地 域整備交付金 実施要領別紙 3-1 (農地 防災に係る運 用) 運用1 (農地防災事 業) 運用1別 紙1のIIの1 の(7)に掲げる 事業 (2) 農村地域防 災減災事業実 施要綱別表1 の区分Iに掲 げる調査計画 事業のうち、 農村地域防災 減災事業実施 要領要領別紙 1 (調査計画 事業に係る運 用) の第2の 1の(3)又は(4) に掲げる事業 内容に係るも の (3) 農村地域防 災減災事業実 施要領要領別 表1の事業区	(略)

		事業	
(略)			
28	ため池等 農地災害 危機管理 対策事業	農山漁村地域整 備交付金実施要 領別紙3-1 (農地防災に係 る運用) 運用1 (農地防災事 業) 運用1別紙 1のIIの1の(7) に掲げる事業に 該当するもの	(略)

		分2の(1)に掲げる農業用施設等災害管理対策事業のうち、同要領要領別紙12（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用）の第2の1又は2に掲げる事業内容に係るもの					
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1（水利施設整備事業に係る運用） <u>第2の10</u> に掲げる事業内容に係るもの (4) (略)	(略)	29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1（水利施設整備事業に係る運用） <u>第2の11</u> に掲げる事業内容に係るもの (4) (略)	(略)
(略)				(略)			
33	棚田地域振興緊急対策事業	棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和2年1月30日付け元農振第2711号農林水産省農村振興局長通知） <u>別記1の事業の欄</u> に掲げる事業	当該補助事業費の100パーセント以内	33	削除		

(略)				(略)			
35	農地整備 ・集約協 力金交付 事業	農地集積・集約 化対策事業実施 要綱（平成26年 2月6日付け25 経営第3139号農 林水産事務次官 依命通知） <u>第3 の2の(4)</u> に掲げ る事業	(略)	35	農地整備 ・集約協 力金交付 事業	農地集積・集約 化対策事業実施 要綱（平成26年 2月6日付け25 経営第3139号農 林水産事務次官 依命通知） <u>第3 の3の(5)</u> に掲げ る事業	(略)
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号中 「 農林事務所長 氏 名 様 「 農林事務所長 氏 名 様
(静岡県知事 氏 名) を 」

に改め、同様式備考1中「3の項、」及び「、33の項の事業は別紙3を」を削り、「別紙4」を「別紙3」
に改め、同様式備考3を削り、同様式中別紙3を削り、別紙4を別紙3とする。

別記様式第2号中 「 農林事務所長 氏 名 様 「 農林事務所長 氏 名 様
(静岡県知事 氏 名) を 」

に、「合わせて」を「併せて」に改め、同様式備考3を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業費補助金遅延届出書

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難になつた）ため、届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 補助事業の遂行状況

地区名	事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

備考

- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を実施したい場合のみ記載すること。

別記様式第3号中 「 農林事務所長 氏 名 様 「 農林事務所長 氏 名 様
 (静岡県知事 氏 名) を 」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 別表の1の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項、16の項、18の項、19の項、21の項、25の項から32の項まで及び34の項から36の項までの事業は、別紙を添付すること。

別記様式第3号別紙中

工 種	実施設計 (A)		出 来 高 (B)		B/A	摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費		
		円		円	%	
計						

を

工 種	事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

に

改め、同様式記載上の注意事項を削る。

別記様式第4号中 「 農林事務所長 氏 名 様 を 農林事務所長 氏 名 様 (静岡県知事 氏 名) 」

に改め、同様式備考中3を削り、4を3とし、同様式別紙2中「地区別」を「地域別」に改める。

別記様式第5号中 「 農林事務所長 氏 名 様 を 農林事務所長 氏 名 様 (静岡県知事 氏 名) 」

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた事業について下記のとおり請求します。

に、

地 区 名	事業費	補助金	既受領額	今 月 請求額	残 額	月 日まで の予定出来高
	円	円	円	円	円	%

」

「 　　ただし、 　　年 　　月 　　日付け 第 　　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた事業について下記のとおり請求します。

また、併せて、 　　年 　　月 　　日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

地区名	事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	月 日 現在の出来高	金額	月 日 現在の予定出来高	金額	月 日 現在の予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

改め、同様式記載上の注意事項中 5 を削り、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 の次に次のように加える。

- 3 破線部は、第10条第1項ただし書又は第3項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は遂行状況報告の欄は空欄とすること。

別記様式第6号中 農林事務所長 氏 名 様 を 農林事務所長 氏 名 様
(静岡県知事 氏 名)

に改め、同様式備考を削る。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。